

●香川県告示第195号

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月19日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程（平成19年香川県告示第340号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧対象書類)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築士法第23条の9に規定する登録簿及び設計等の業務に関する報告書</p> <p>(4) 略</p>	<p>(閲覧対象書類)</p> <p>第2条 閲覧対象書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築士法第23条の9に規定する登録簿及び設計等の業務に関する報告書並びに<u>建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第20条の4に定める書類</u></p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規程は、平成28年6月25日から施行する。